

消防保育園幼年消防クラブ規約

(名称)

第1条 このクラブの名称は、消防保育園幼年消防クラブと称します。

(目的)

第2条 このクラブは、幼児に火災予防その他の災害に関する正しい知識を供与し、正しい防火防災知識を身につけさせるとともに、保育園及び家庭における防火防災思想の普及に努めることを目的とします。

(活動)

第3条 このクラブは、前条の目的を達成するため、次の活動を行います。

- (1) 幼年消防クラブとして必要な研修
- (2) 防火防災に関する教育
- (3) 消防関係行事への参加
- (4) その他必要と認めるもの

(組織)

第4条 このクラブは、消防保育園の園長、副園長及び担当保育士（以下「指導者」という。）並びに年長児、年中児及び年少児をもって組織します。

(代表者)

第5条 このクラブの代表者は、園長とします。

(光地区防火委員会への参画)

第6条 このクラブの指導者は、光地区防火委員会の委員を務めます。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行します。